

## 北九州市中小企業海外展開支援助成金交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、北九州市中小企業海外展開支援助成金交付要綱（以下、「要綱」と呼ぶ）に基づき、助成金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請書の提出)

第2条 要綱第7条に規定する交付申請書(第1号様式)及び次の各号に掲げる添付書類のすべてを、別に定める募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 役員名簿(第4号様式)
- (4) 事業の内容を分かりやすく示す資料(企画書、製品のパンフレット、説明図等)
- (5) 市税の納税証明書(発行日から3か月以内のもの)
- (6) 株主名簿(株主名及び持株比率を記載したもの)
- (7) 法人登記簿謄本(発行日から3か月以内のもの)
- (8) 確定申告書の写し(個人事業主の場合に限る)
- (9) 誓約書(担当者名は直筆)

2 前項に規定する書類について、一部のみの提出又は記載不備等のある書類の提出は、受理しないものとする。

3 交付申請は、助成事業の開始前に行うものとし、申請日以前に着手した事業に係る経費については、助成の対象としない。

4 第1項に規定する交付申請書及び添付書類は、すべての書類が提出された日をもって提出日とする。この場合において、交付申請書又は添付書類の一部のみが先に提出され、残りの書類が後日提出されたときは、最終の書類が提出された日を提出日とする。

5 前項の場合において、募集期間の末日までにすべての書類が提出されなかった申請については、受理しないものとする。

### (申請の取り下げ)

第2条の2 申請者は、交付申請書の提出後、やむを得ない理由により助成事業の実施が不可能となった場合又は他の助成金等の交付を受けることとなった場合であって、申請を取り下げようとするときは、速やかに別に定める取下げ申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

### (交付決定に係る意見聴取)

第3条 市長は、要綱第9条に規定する助成金の交付の可否を決定するにあたり、貿易及び海外展開支援に関する専門的知見を有する者によって構成される評価検討会を開催し、意見を聴くことができる。

### (助成対象事業の実施)

第4条 要綱第9条に規定による助成金の交付を可とする決定(以下「交付決定」という。)の通知を

受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の日の属する年度の3月31日までに助成対象事業の実施及び助成対象経費に係る全ての支払いを完了しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、別に定める変更承認申請書（第11号様式）に変更の内容が確認できる書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、助成対象経費の配分変更等であって、助成金額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
- 5 市長は、要綱第14条第1項に定める取り消し、又は交付決定後に前条第2項に規定する取下げ申請書の提出があったときは、交付決定取消通知書（第15号様式）を助成事業者に送付するものとする。

#### （実績報告）

第5条 助成事業者は、要綱第10条に規定する実績報告書（第7号様式）及び次の各号に定める添付書類のすべてを、助成事業が完了した日から起算して20日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容書（第8号様式）
  - (2) 事業収支決算書（第9号様式）
  - (3) 助成対象経費の支出を証する書類の写し（領収証等）
  - (4) 事業の実施状況が確認できる写真、成果物、画面写しその他の資料
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類について、一部のみの提出又は記載不備等のある書類の提出は、受理しないものとする。
  - 3 第1項に規定する実績報告書及び添付書類は、すべての書類が提出された日をもって提出日とする。この場合において、実績報告書又は添付書類の一部のみが先に提出され、残りの書類が後日提出されたときは、最終の書類が提出された日を提出日とする。

#### （広報活動への協力）

第6条 助成金の交付を受けた者は、本助成事業の成果等について、市が行う広報活動に協力するものとする。

- 2 前項の広報活動には、市が作成する広報物、ホームページ、報告書、各種媒体への掲載その他これらに類するものへの情報提供及び取材への協力を含むものとする。
- 3 前2項に規定する広報活動において、助成金の交付を受けた者の名称、事業内容、成果等を公表することについて、あらかじめ同意したものとみなす。

#### （委 任）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。